

こども療育センター

パートタイム保育士(会計年度任用職員)募集中

募集職種

保育士（パートタイム）

募集人数

1名

応募資格

保育士資格を有する人

任期

勤務開始日から令和9年3月31日まで

※1年を超えない期間で、最長5年まで再度任用する場合があります。

業務内容

障がい児クラスでの保育業務

勤務場所

加古川市立こども療育センター

勤務日時

毎週火曜日、金曜日の週2日勤務

8時30分～17時15分（休憩時間60分）週15時間30分

※業務の都合により時間外勤務が生じる可能性があります。

※災害その他緊急の事態が発生した場合、協議の上、勤務が生じる可能性があります。

休日

国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

報酬等

時給 1,529円（令和8年4月1日現在）

「加古川市会計年度任用職員の給与及び報酬等に関する条例」の定めるところにより、地域手当（時給に含む）、通勤手当相当の報酬等を支給します。

※期末手当及び勤勉手当の支給は、週の勤務時間が20時間以上の場合に限ります。

※上記報酬及び諸手当の内容は、今後、給与改定等により変更になる場合があります。

休暇等

年次有給休暇：任期・週の勤務日数に応じて付与（初年度3日、最大8日）

※上記以外に、結婚休暇や忌引休暇等の特別休暇があります。

服務

地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）

※一定の要件を満たす場合は、兼業が可能ですが、本市と兼業先の勤務時間を合わせて、法定労働時間（1日8時間又は週40時間）を超える場合には原則認められません。

また、懲戒処分等の規定が適用されます。

社会保険

健康保険・厚生年金・雇用保険の適用はありません。

公務災害

労働者災害補償保険が適用されます。

その他

地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

試験概要

(1) 試験日

申込みいただいた後、決定次第お知らせいたします。

(2) 試験内容

書類選考、面接

(3) 試験会場

加古川市立こども療育センター（加古川市志方町原 604-1）

※「かこバスミニ」または「自家用車」等をご利用ください。

申込方法

次の申込書にご記入のうえ、保育士資格証の写しとあわせて、加古川市立こども療育センターへ持参または郵送してください。

※郵送での申込みを希望される場合は事前にご連絡ください。

申込書は加古川市立こども療育センターにも備え付けてありますので、証明写真（縦4 cm×横3 cm）を持参のうえ、直接加古川市立こども療育センターにお越しいただいても結構です。

加古川市会計年度任用職員採用試験申込書（保育士：週2）